

第34号議案

加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件

加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年5月16日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加東市国民健康保険税条例（平成18年加東市条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第20項中「令和2年度分及び令和3年度分」を「令和3年度分及び令和4年度分」に、「令和3年4月1日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第20項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に申請されている国民健康保険税の減免については、なお従前の例による。

第34号議案 要旨

加東市国民健康保険税条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等を、令和4年度においても引き続き国民健康保険税の減免により支援するため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

減免の対象となる国民健康保険税の年度及び納期限の期間を改めること。(附則第20項関係)

3 施行期日等 公布の日（令和4年4月1日から適用）

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免)</p> <p>20 <u>令和2年度分及び令和3年度分</u>の国民健康保険税であって、<u>令和3年4月1日から令和4年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税の減免については、次の各号のいずれかに該当する世帯は、第27条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免)</p> <p>20 <u>令和3年度分及び令和4年度分</u>の国民健康保険税であって、<u>令和4年4月1日から令和5年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税の減免については、次の各号のいずれかに該当する世帯は、第27条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>